

## 災害時等における物資の供給協力に関する協定書

栗東市（以下「甲」という。）と公益社団法人栗東青年会議所（以下「乙」という。）とは、災害時等における物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、次に掲げる場合において（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動について、必要な事項を定めるものとする。

- （1） 栗東市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2） 栗東市以外の災害援助のため、県または関係市町村から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において応急救援活動として、物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有・準備する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請をするときは、物資供給要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、甲は、乙に対し、電話により要請を行い、後日速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受託する場合は、物資供給要請受託書（様式第2号）を甲に提出するものとする。ただし、文書をもって受託する時間的余裕がない場合は、乙は、甲に対し、電話により受託することを伝え、後日速やかに物資供給要請受託書を提出するものとする。

### （要請事項に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、甲が必要と認めるものとする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、原則として、甲が指定する場所とし、甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資調達確認書(様式第3号)等により確認の上引渡しを受けるものとする。

2 前項の指定場所までの運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとし、避難所等への配送は、甲または甲が協力を要請する運送業者等が行うものとする。

(費用)

第6条 物資の取引価格は、災害等発生直前における適正な価格(運搬等に係る費用を含む。)を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、引き取った物資の代金を、乙に対し、取引後速やかに支払うものとする。

3 第1項に規定するもののほか、この協定による救援活動に要する経費については、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条の要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては災害担当所管の責任者を、乙においては理事長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結から効力を有するものとし、甲または乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 栗東市安養寺一丁目 13-33

栗東市

栗東市長

乙 栗東市手原三丁目 1-25

公益社団法人 栗東青年会議所

理事長

# 栗東市

物資供給要請

物資の供給

- ・原則は無償
- ・無償で提供できな物資に関しては有償で対応。

# 栗東青年会議所

物資調達依頼

物資の供給

# 各地の青年会議所